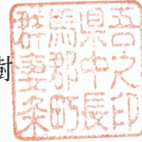


中之条町告示第 48 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、つぎのとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

中之条町長 外丸 茂樹



- 1 収納の事務を委託した者の所在地及び名称  
東京都千代田区一番町 25 番地  
地方公共団体情報システム機構
- 2 収納代行事業者に委託する事務  
コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手数料の  
収納事務
- 3 収納代行事業者に事務を委託する期間  
令和 5 年 4 月 1 日から委託契約終了日まで